

公立大学法人宮崎公立大学予算規程

平成19年4月1日
規程第47号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人宮崎公立大会計規程第11条の規定に基づき、公立大学法人宮崎公立大学（以下「法人」という。）における予算の編成、執行等に係る手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「予算」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第27条第1項に規定する年度計画を達成するために措置される予算をいう。

第2章 予算の編成

(予算編成方針)

第3条 理事長は、予算の編成に当たって予算編成方針を策定し、策定後、速やかに予算責任者に通知するものとする。

(予算案の編成)

第4条 予算責任者は、予算編成方針に基づき、年度計画の実施に必要な予算案を編成し、理事長に提出しなければならない。

(予算の決定)

第5条 理事長は、予算案について、毎事業年度の開始前に経営審議会において審議し、役員会の議決を経て、予算を決定する。

2 理事長は、予算を決定したときは、予算責任者に通知しなければならない。

第3章 予算の執行

(収入予算の確保)

第6条 予算責任者は、予算に基づき、収入予算に定める収入額の確保に努めなければならない。

(支出予算の執行)

第7条 予算責任者は、予算に基づき、支出予算を執行しなければならない。この場合において、予算を超えて執行してはならない。

(予算執行に関する資料の提出等)

第8条 理事長は、必要があると認めるときは、予算責任者に対して、予算執行に関し資料の提出を求め、又は指示することができる。

第4章 予算の変更

(予算の補正)

第9条 理事長は、法人の運営状況を勘案し、必要があると認めるときは、その内容について経営審議会において審議し、役員会の議決を経て、予算を補正することができる。

2 前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない事由により、事前に前項の手続を経ることが困難な場合は、編成後速やかに前項の手続をとり、補正予算の追認を得るものとする。

3 理事長は、補正予算を決定したときは、予算責任者に通知しなければならない。

(予算の流用)

第10条 予算責任者は、年度計画予算の業務費等の目的区分の変更を伴わない変更については、予算を流用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、出納責任者は、別に定めるところにより、年度計画予算の業務費等の目的区分の変更を伴わない軽微な変更については、予算を流用することができる。

第5章 予算の繰越

(予算の繰越)

第11条 予算責任者は、当該事業年度内に支出の決定を終わらなかったものについて、

翌事業年度に繰り越して使用する必要があると認めるときは、その事由及び金額を記載した書類を作成し、理事長にその旨を申請することができる。

- 2 理事長は、前項の申請に基づき、予算の繰越の承認したときは、その旨を予算責任者に通知しなければならない。
- 3 理事長は、前項の承認を行ったときは、次の役員会及び経営審議会においてこれを報告しなければならない。

第6章 雑則

(雑則)

第12条 この規程のほか、予算に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。